

広 報 い ず み ざ き

村 民 の 動 き

世帯 人口	数	本月	前月
		1,094	1,095
	男女計	2,657	2,664
		2,742	2,736
		5,399	5,400

(毎月5日発行)

編集者 笠井由春
 集行所 泉崎村役場
 発所 泉崎村役場
 刷所 ヲタペ印刷所

国 道 四 号 線 に

横 断 歩 道 橋 完 成

本村十三夜山地区内の国道四号線に横断歩道橋が完成され、去る一月十七日落成式、渡り初めが行なわれました。

この個所は本村役場及び小学校、診療所等公共施設のある大字泉崎地域と集落大字太田川地域が国道四号線で分断され、また、この国道の交通量が急激な増加に伴い、両地域の交流に益々危険状態が生じ、過去において交通事故多発地帯でありましたが、今回これ等の事故発生解消を念願し、県

の御配慮を頂き歩道橋の建設完成を見た次第であります。

この工事費は、三百六十万円で行なわれたものです。

更らに、この歩道橋から第一小学校に至る泉崎/浅川線に側道による通学道の建設工事が現在進められております。工事中種々御不便をおかけしてはいますが、児童生徒の安全を守るための工事ですので御協力をお願いします。

皆さんの幸せのため、交通道徳を守りましょう。

【写真は完成された歩道橋】

火 災 期 だ す

春 季 全 国 火 災 予 防 運 動

昨 年 の 火 災 に つ い て

安寧秩序を保持し社会公共の福祉の増進を図る事は、消防究極の目標であります。その実現のために多くの人々が無火災を念じ、火災予防に努めてまいりました。しかしながら、これらの期待や努力にもかかわらず昨年も尊い財産が灰になってしまいました。

昨 年 の 火 災 概 要

◎火災件数 四 件
 ◎損害額 約三百万円

白 河 地 方 広 域 市 町 村 圏 白 河 消 防 署 管 内 火 災 発 生 状 況

1 5 分 署	1 4 7 市 町 村 名	火災件数		損 害 額	
		発 足 前	発 足 後	発 足 前	発 足 後
白 河 消 防 署	白河市	—	26回		34,000,000 ^円
	大信村		0		0
	表郷村		0		0
矢 吹 分 署	矢吹町	2	10	1,508,000	7,116,400
	泉崎村		4		2,719,900
西 郷 分 署	西郷村		16		7,109,985
東 分 署	東 村		6		4,511,000
	中島村		2		325,000
棚 倉 分 署	棚倉町		3		281,829
埜・矢 祭 分 署	埜 町	4	5	1,365,000	217,000
	矢祭町	1	2	21,580,000	182,400
蛟 川 出 張 所	蛟川村		3		1,394,400
計		7回	77回	24,453,000 ^円	57,857,914 ^円

※発足前とは47年3月まで ※発足後とは47年4月以降

◎原 因 ガスコンロ一件
 タバコ一件 その他二件

◎発生時間 午後三時から五時
 まで二件 午後十時から十二時まで二件

◎月別発生件数

四月、八月、十一月、十二月が各一件づつ

火災原因の約九割は、人為的といわれております。各家庭でもう一度防火について話し合います。

昨年の火災をみますと三カ月に一度火災が発生し、約七十万円の財産が灰になっていることになりました。

春 季 全 国 火 災 予 防 運 動

統一標語 「慣れた火に新たな注意」

実施期間 2月28日/3月13日

この運動は、春は火災が多発しやすく、また、季節風等により大火になりやすいので国民の火災予防思想の高揚をはかり、火災を防止し、火災による死傷者の発生を防止することを目的としています。

◎「わが家の安全管理」

ア、たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
 イ、外出、就寝前の火の元点検の励行
 ウ、老人、子供、病弱者等の就寝場所の安全点検

あなたはこの事業の 演出を兼ねた主役です

矢吹地区総合農地開発事業

今回は紙面の都合から本開発事業概要の一端と推進体制の掲載にとどまりましたが、今回は本事業計画の概年次を控えて、当初地区の概要、計画の構想について掲載し、最後に具体的な考え方を披瀝し、受益関係者皆さんのご理解と全面的参加を促したいと思えます。

一、地区の概要

本地域は、特に東北縦貫高速道路、東北新幹線等交通網の整備によって社会経済交流は完全に首都圏に包含されることとなります。このため、牛乳、野菜、果樹等生鮮食品の供給基地としての役割が大きく期待される地域です。また地域内及び隣接地域に現在立地する食品関連工場に対する原料の供給地として最適な位置にあり、この優位性は今後ますます大きくなるでしょう。

また、皆さんの土地は前に提示した図のように緩傾斜の地形で大部分が十五度以下ですが、植生は低質潤葉樹が多く、生産性の低い土地であって既耕地(田、畑)もこれらの未墾地に錯綜していて面積が狭少なために機械力の導入が来ず、労働力の不足をかこっています。河川の流量も乏しく、数多い小溜池に依存している現状で用水不足に悩まされることが多く畑については全く水の手当が出来ず、適期の作業が実施できないこともたまにみられます。

以上のように極めて恵まれた位置に、恵まれた土地を持っているにもかかわらず、必ずしも恵まれた農業経営がなされないように考えられます。

将来二次、三次産業が益々発達することが予想されますので、このままの農業を改革することが必要です。

二、計画の構想

当地域は説明したように未墾地と既耕地(水田、畑)等が錯綜しているので水田や畑を夫々集団化させ、圃場整備を施行し、機械力の導入をはかり、土地の高度利用と生産物、生産資材の搬入出を容

易にするように計画します。

圃場は原則として水田三〇アール、畑四〇アール、五〇アール(概ね二〇枚程度)を一圃場として構成し、作目団地構想を併せて導いた形状にいたします。なお、導入作目はなにを栽培してもよいのですが、各町村の農業振興計画とマッチさせると共に、将来ともモウカルと考えられる野菜(キヌウリ、アスパラガス)養蚕、果樹、酪農を中心に導入したいと考えています。

一方、用水計画としては水田の補水と畑地帯の畑地かんがいをするための用水を確保することとしてダム又は揚水機を考慮したいと思えます。

三、本事業に対する具体的な考え方

(1)名目的には農業を中心とした開発だけのように考えられるが、実質的には地域社会全体の開発であること。(2)農業を中心として多様化する経済社会に不可欠の水資源の確保の容易にできること。(3)作目別団地化の形成等による地域の特性をかもし出すことができること。(4)他産業者と比較できる真の自立経営農家を育成できる他類のない事業であること。(5)現在では法的に助成措置のない零細農地も併せて基盤整備できること。

紙面の都合もありますが、今回はこの位にしますが、いよいよ基礎調査資料も出揃い、ありますので、四十八年の中頃には本事業への第一回目の同意を求めることとなります。

以上のような訳です。受益関係者の皆さんには所有地についてはぜひ所有権を確保しながら永続的、且つ効率的に活用していただきたいと思えます。

くらしと健康

肥満は高血圧につながる

○日本人に多い死因高血圧
日本の死因の原因には脳いっ血とか、心筋障害が非常に多く、そのもととは高血圧と極めて関係が深

く、これが長く続くと動脈硬化となり、脳や心臓の細い動脈に変化がおきて病気をみちびき出してくることになる。

○動脈硬化はこうして起こる
動脈硬化の第一は、高血圧自身よりもこの高血圧が長いあいだ解消されずにつづくためであると考えられる。細動脈に硬化がおけると一層血圧は高くなるし、危険も早くなる。この細動脈がすべて一様に硬化するのではなく、人によって脳の細動脈、冠動脈、腎細動脈というように、それぞれの人によっておこる場所がちがうのが一般的常識である。

細動脈の硬化とは、動脈の内部にコレステロールという物質がたまって、血管がそのため厚くなり動脈の内部は細くなるし、またかたくなるので、弾力がなくなってくる。つまり血液の通るところがせばまり、血管はいつも血液を運ぶように、ハリキッているために血管の筋肉層がだん／＼と厚くなる。ところでこの筋肉層からの圧迫とコレステロールの沈みこみで、血管の内膜ははげけて、われ目ができる。

そこで中膜を通過して赤血球が出て、さらに筋肉のあいだを通過して丈夫な外膜の下に赤血球がたまってふくらんでくる。この赤血球が多くなると血膜を圧して、さらに血管の内部は細くなり、血圧が急に上ったりすると、そこがやぶれてくる。

また、冠動脈におこったときのように、かけ出したり、余分に仕事や運動などすると、細くなった血管を通過してぎりぎりに間に合っていた血液がなにかのために必要な血液が通らなくなると心筋が働かなくなる。いわゆるこれが心筋硬そくとなる。

腎臓の場合では、腎臓の働きが十分でなくなる。例えば普通一分間に一〇〇立方センチの血液が流れているのに、硬化がおこると二〇立方センチしか通らなくなるので、当然腎臓の働きがぶくこのためからだの中に不安のものがたまる結果、尿毒症となる。

脳の場合であると脳出血や脳軟化症となってくる。

「高血圧にならないためには」は次号に掲載します。
△住民保健衛生係より▽

泉崎中央公民館建設完成する

村民待望の公民館建設工事は去年の七月着工いたしておりましたが、この程完成し、去る一月二十九日竣工、検査を実施し、設計通り完工されました。

この建築工事は、鉄筋コンクリート造り二階建、建設面積七八四㎡で、総事業費五六〇〇〇千円で完成されたものです。

また、請負者は建築関係は矢吹町、三柏工業株式会社、給排水、衛生、暖房設備工事関係は白河市協和設備株式会社、電気設備関係は白河市、東北電気株式会社であります。

この公民館の完成によって、各種団体の研修の場となり、村民各位の親睦もより深まり、社会生活の向上発展が期待されます。

また、この施設を結婚式場として活用して頂くために種々準備しておりますので村教育委員会事務局へご相談ください。

泉崎村公民館結婚式のしおり

公民館結婚式は憲法第二十四条の精神に基づいて、夫婦としての共同生活の出発に相応しく厳粛な挙式と披露の中に、新しい人生の門出を心から祝福することをねらいとしています。

- 一、挙式の相談
- ・結婚式及び披露宴に公民館を使用される方は、公民館に来て頂き、式の日取り、準備その他の打合せをいたします。
- ・電話や口頭による申込みの受付はいたしません。



二、提出書類

- ・公民館使用申請書
- ・公民館結婚式申込書
- ・新郎新婦の住民票各一通

三、費用

- ▽会場費 披露宴の人員が六十人以下の場合 三〇〇〇円
- 六十人以上〜一三〇人 五〇〇〇円
- 一三一人以上 七〇〇〇円

- ▽冬期間の暖房使用料 五〇〇円
- (ガス使用の場合は実費)
- ▽謡曲師を希望される場合は 謝礼一〇〇〇円

- ▽生花代 (部屋飾) は実費又は自己負担

四、会場

- ・お使いになれる部屋は和室(六十畳)洋式会議室(二十四畳)講議室(七十二畳)両家控室にあてて。ホールおよび図書室です。
- ・会場の準備、後片づけは使用者側で責任をもって行なって下さい。

五、時間

- ・準備から後片づけまでを含めて四時間以内とします。
- ・挙式は約三十分、披露宴は二時間以内で終るようになっています。

六、着付

- ・式服、美容、記念写真は当事者で御準備下さい。

七、挙式

- ・式参加者は両家から近親者各十名程度に願います。
- ・公民館結婚式は宗教的行事は一切いたしません。
- ・挙式時刻三十分前にお出下さい(会場として独立した室はございません)

八、挙式次第

- 一、新郎新婦両家近親者着席
- 二、開式のことば
- 三、式 辞
- 四、誓いのことば
- 五、婚姻届出書署名捺印
- 六、礼酒(三三九度)
- 七、媒酌人挨拶
- 八、親族紹介(当事者側)

九、閉会のことば

◎披露宴順序

司会 当事者側

- 一、着席 開会
- 二、新郎新婦入場着席
- 三、媒酌人挨拶
- 四、来賓祝辞(両家各一名)
- 五、友人祝辞(両家各一名)
- 六、祝電披露
- 七、両家謝辞
- 八、乾杯 祝宴
- 九、閉会
- 九、披露宴について
- ・披露宴の物品は自製または業者に注文して下さい。
- ・費用は公民館結婚式の趣旨により、料理、引出物、飲物等を併せて三〇〇〇円以内でおさめるようにして下さい。
- (引出物はあくまで記念品としてお考え下さい)
- ・折詰、皿盛りなどをおすすめします。
- ・酒類はお一人二合以内に願います。
- ・招待者は新郎新婦中心の関係者にとどめ、両家で一〇〇人以内に制限して下さい。

十、挙式の打合せ

- ・打合せは挙式の十四日前に行ないます。
- ・出席者は新郎新婦、媒酌人、両親、責任者、司会者
- ・打合せの内容は挙式、披露宴その他一切について打合せます。

十一、準備品

- ・席順表、席札、下足札
- ・誓いのことば
- ・新郎新婦、媒酌人の印鑑は式の当日持参して下さい。
- ・会場の案内板は公民館で準備します。
- ・受付は一階ホールで行なって下さい。

十二、その他

- ・テーブルクロス(白布)のクリーニング代は直接店にお支払い下さい
- ・タバコは所定の場所でお吸い下さい。
- ・公民館は料理店とは違いますので、良識のある言動を期待します。
- ・公民館は、公共の場です。使用者が責任をもってご使用願います。
- △村教育委員会事務局▽

お知らせコーナー

税務の依頼は正規の税理士に にせ税理士に注意

税理士は、納税者の依頼に応じ、所得税、法人税、相続税などの国税や事業税、市町村民税などの地方税について、税務代理や税務書類の作成、税務相談を行ないます。

この税理士の業務を行なうことのできる人は、税理士試験に合格して税理士の登録を受け、税理士会に入会している税理士と一定の手續きをした弁護士、公認会計士となっています。

確定申告期等には、にせ税理士が横行するので、税理士を依頼するときは十分ご注意ください。

贈与税の申告と納税は

二月一日から三月十五日まで
昭和四十七年中に個人からもらった財産の価格が、四十万円をこえるときは、贈与税の申告と納税をしなければなりません。

ただし、婚姻期間が二十年以上の夫婦の間で、居住用の土地・家屋や、これらを買うための金銭の贈与が行なわれ、贈与を受けた人が贈与税の申告期限までに、その贈与を受けた土地・家屋や贈与された金銭で購入した場合・家屋等に実際に居住した場合には、基礎控除の四十万円のほかに、配偶者控除として三百六十万円まで控除されます。

住民税を申告される方に

従来個人事業税の申告書を提出されていまして、本年度より地方税法が改正されまして、住民税の申告書を提出すれば、個人事業税を申告したものとみなされますので、必ず住民税の申告をされるようお願いいたします。

所得税の確定申告と納

は

二月十六日から三月十五日まで

還付を受けるための

申告は、お早めに

昭和四十七年分の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、

扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の合計額より多い人は、確定申告をしなければなりません。

また、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、確定申告をすれば納め過ぎた税金が還付されます。

この申告は、二月十五日以前でも受け付けていますから、早めに申告して還付を受けてください。

国民年金の支払期日が 変わります

いままで国民年金等支払い時期は、二月、五月、八月および十一月でしたが、四十八年から三月、六月、九月および十二月（老令年金は十一月）に変更することになりました。

なお、通算老令年金は六月と十二月に、また福祉年金は一月、五月、九月にそれぞれこれまでと同じく支払われます。

国民年金の所得比例制 度に加入しましょう

国民年金の所得比例制度は、被保険者の「より高い保険料を納めて、より高額な年金を受けとりたい」という強い要請に応じて設けられたものです。

この制度は、定額保険料五百五十円のほかに所得比例保険料三百五十円を掛けると、その掛けた期間に応じて一定の額が上積みされた年金が支給されるものです。

たとえば、老令年金を受けるには二十五年間保険料を納付することが原則ですから、定額保険料を二十五年、所得比例保険料を二十五年納めますと、定額部分の年金額九万六千円（月額八千円）と所得比例部分の年金額五万四千円（月額四千五百円）とを合算した十五万円（月額一万二千五百円）を一生受けることとなります。

最近の統計によると六十五歳の人の平均余命は、男子が十三年、女子が十六年となっていますから納めた所得比例保険料の額十万五千円（二十五年納付）の数倍となつて返ってくることになります。

また、この年金額は経済成長に伴う生活水準の上昇にあわせて増額されますので、非常に有利な制

度です。
加入手続きは、市役所、または町村役場に備えてある「所得比例制度加入申出書」を提出して下さい。

児童手当の支給要件児童の拡大に伴う認定請求について

このことについて昭和四十七年一月一日より児童手当法を実施しておりますが、昭和四十八年四月一日より支給要件児童が拡大されますので、左記事項に該当する家庭は昭和四十八年三月末日迄に認定請求をするようお知らせします。

記

- 一、支給対象家庭
三人以上の児童がいる家庭
- 二、支給要件児童
右三人のうち昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童が含まれていなければならない。

なお、この拡大に伴い昭和四十七年度中に支給対象となっていた家庭も、増額改定請求を必要とする者もありますので、申し添えます。
△住民課▽

電話の申込みは早めに



白河電報電話局
日ごろ電報電話のご利用をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、泉崎地区の電話施設は設備の行き詰りから新しい電話の開通ができなく、サービスの面においても皆さまのご要望にこたえられない点がありまして大へんご迷惑をおかけいたしております。

このような電話事情を改善するため、設備の拡張と自動式電話への切替え工事に着手することとなり、四十八年上期には完成する見込みであります。

この設備が完成しますと、相当多くの電話が架設できる予定であります。

つきましては、電話を必要とされる方は、二月中に泉崎郵便局へお申込みをいただきますようお願いいたします。